議会改革について

更新日：平成２８年９月１６日

佐久穂町議会基本条例が制定されました。

１．議会基本条例とは

　　佐久穂町の代表機関として、町民の負託に全力で応え使命を果たすために、議会及び議員の活動の活性化と充実に必要な役割、行動指針等について、基本的な事項を定めた最高規範となるものです。

　　平成１８年北海道栗山町議会が条例制定以来、１０年間で全国自治体議会の約４割の議会が制定しています。

　　長野県議会は平成２１年制定、佐久市議会は平成２５年に制定しています。

２．条例制定までの経過

　１）議会改革プロジェクトチーム

平成２７年６月議会で第三次議会改革に取り組むことになり、議員定数、議員報酬、議会基本条例制定に向けた、議会改革プロジェクトチームで調査・研究が開始されました。

平成２７年度の常任委員会視察研修は、合同で議会改革をテーマに埼玉県宮代町、群馬県大泉町、桐生市で研修してきました。

　　　そして、プロジェクトチームで計１１回の会議を経て議論を重ねた結果、平成２８年２月１７日に議長に対し、提案書を提出しました。

　　　その内容は、議会基本条例案を策定し提案するものと、議員定数及び議員報酬に関するものです。定数及び報酬については、十分な議論を重ね、合意形成をめざしましたが、望ましい定数及び報酬についての合意をえるまでには至りませんでした。多数決で結論を導くのではなく、ありのままの状況、議論の中での意見等を報告することになりました。プロジェクトチームとしては、熟慮の上、特別委員会での議論に引き継ぐことになりました。

２）議会改革推進特別委員会

　　　平成２８年第２回３月議会において議会運営委員長発委で議会改革推進特別委員会が設置されました。６回開催し、議会基本条例は、７月の住民説明会及びパブリックコメントを経て、９月議会で議決されたあと告示により１０月から施行となります。なお、住民意見への議会の考え方は町ホームページで公表しました。

　　　一方、定数及び報酬については、結論にいたらず、現状維持ということになりました。主な理由として、委員会審議上７名が適していること、佐久管内町村議会の議員構成のバランスから１４名が適していること、広範な町内からの多様な意見や思いを集約するには１４名が適していることなどが上げられました。

３．佐久穂町議会基本条例の特徴（新たな取り組み）

　１）議会と行政の関係

　　①　議案質疑も一問一答方式にする。時間・回数制限しない。第８条１

　　②　反問は、一般質問、議案質疑及び委員会審査に対してできる。第８条２

　　③　議案審議の資料請求は重要案件とする。第９条

　　④　議会等からの説明要求は、誠実に対応する。第１０条

　　⑤　議決事項は、総合計画の基本構想とする。第１１条

　　⑥　町長は条例施行に伴う財政上の措置を講じるよう努める。第１２条

　２）議会・議員の活動、機能強化、災害対応及び条例の見直し

　　①　議員の政治倫理基準を基本条例に条文化し遵守する。第５条

②　政策討論会を開催することができる。第１５条

　　③　議会の大規模災害対応を基本条例に条文化した。第２２条

　　④　条例の検証及び見直しを行う。第２５条

　　⑤　政務活動費は設けない。

　３）信頼され、わかりやすく、開かれた議会、関心を高める議会

　　①　委員会及び全員協議会を原則公開する。第６条２

　　②　議長、副議長の選出過程を明らかにする。第６条３

　　③　休日議会、夜間議会の開催を開催することができる。第６条４

　　④　議員研修の充実強化の充実に努める。第１６条

　　⑤　議会広報の充実と多様化に努める。第１７条

　　⑥　議会事務局及び議会図書室の充実強化を図る。第１８条第１９条